

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年5月8日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市社会教育委員の委嘱について

処分理由

芦屋市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたが、急施を要したので専決処分したもの。



専決第 7 号

芦屋市社会教育委員の委嘱について

芦屋市社会教育委員を委嘱することについて、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条の規定により、専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐



1 委嘱する委員

| 区分       | ふりがな<br>氏 名      | 性別 | 出身団体等の<br>名称及び役職 | 満年齢 | 通算<br>在任<br>期間 |
|----------|------------------|----|------------------|-----|----------------|
| 学校<br>教育 | あさの しんじ<br>浅野 晋司 | 男  | 芦屋市立山手小学校長       |     | 0 年            |

2 任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 根 拠 法 令 社会教育法第 1 5 条  
芦屋市社会教育委員に関する条例



芦屋市社会教育委員会名簿

順不同

＜参考＞

| 新    |                          |    |             |                       |               |             |             |            |      | 旧                        |    |             |                       |               |
|------|--------------------------|----|-------------|-----------------------|---------------|-------------|-------------|------------|------|--------------------------|----|-------------|-----------------------|---------------|
| 任期   | 令和7年4月1日～令和9年3月31日（任期2年） |    |             |                       |               |             |             |            | 任期   | 令和7年4月1日～令和9年3月31日（任期2年） |    |             |                       |               |
| 区分   | 氏 名                      | 性別 | 満年齢<br>（※1） | 出 身 団 体 及 び 出 名       | の 役 体 及 び 出 名 | 通 算<br>在任期間 | 構成員の<br>変 更 | 備 考        | 区分   | 氏 名                      | 性別 | 満年齢<br>（※1） | 出 身 団 体 及 び 出 名       | の 役 体 及 び 出 名 |
| 学識   | いまいし 今西 幸蔵               | 男  |             | 元神戸学院大学教授             |               | 8年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 学識   | いまいし 今西 幸蔵               | 男  |             | 元神戸学院大学教授             |               |
| 学識   | おしお 押谷 由夫                | 男  |             | 昭和女子大学名誉教授            |               | 8年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 学識   | おしお 押谷 由夫                | 男  |             | 昭和女子大学名誉教授            |               |
| 社会教育 | いはら 井原 一久                | 男  |             | 芦屋市レクリエーションスポーツ協会会長   |               | 8年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 社会教育 | いはら 井原 一久                | 男  |             | 芦屋市レクリエーションスポーツ協会会長   |               |
| 社会教育 | すぎやま 杉山 はるみ              | 女  |             | 芦屋川カレッジ 学友会副会長        |               | 2年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 社会教育 | すぎやま 杉山 はるみ              | 女  |             | 芦屋川カレッジ 学友会副会長        |               |
| 社会教育 | しんぐら 新宮 優子               | 女  |             | 芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会委員 |               | 0年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 社会教育 | しんぐら 新宮 優子               | 女  |             | 芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会委員 |               |
| 家庭教育 | かしま 鹿島 圭子                | 女  |             | 芦屋市PTA協議会会長           |               | 0年10月       | 無           | R7.3.27議決済 | 家庭教育 | かしま 鹿島 圭子                | 女  |             | 芦屋市PTA協議会会長           |               |
| 学校教育 | あきの 浅野 晋司                | 男  |             | 芦屋市山手小学校長             |               | 0月          | 有           |            | 学校教育 | いおか 井岡 祥一                | 男  |             | 芦屋市立山手小学校長            |               |
| 市民公募 | ほそかわ 細川 由美子              | 女  |             | 市民公募委員                |               | 0年0月        | 無           | R7.3.27議決済 | 市民公募 | ほそかわ 細川 由美子              | 女  |             | 市民公募委員                |               |

※1 就任時点での満年齢になります。





## 参 照

### 社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる  
こと。

三 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する  
特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導  
を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、  
当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準について  
は、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 芦屋市社会教育委員に関する条例 抜粋

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資  
する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(補則)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。